

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等の指導監査実施要綱

平成 29 年 6 月 28 日制定

平成 29 年 12 月 27 日一部改正

令和 7 年 5 月 27 日一部改正

[こども部保育課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく施設型給付費その他の給付費等の支給に係る施設又は事業を行う者として確認する教育・保育施設又は地域型保育を行う事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対する法に基づく指導（以下「確認指導」という。）及び監査（以下「確認監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(確認指導及び確認監査対象)

第 2 条 確認指導及び確認監査の対象とする特定教育・保育施設等は、次のとおりとする。

(1) 別表に掲げる特定教育・保育施設等

(実施方針)

第 3 条 確認指導及び確認監査は、別表に掲げる根拠法令その他関係法令に基づき、特定教育・保育施設等の運営状況について、法第 14 条第 1 項の規定により行う質問、立入り及び検査、法第 38 条から第 40 条まで及び第 50 条から第 52 条までの規定により行う施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）に係る特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の内容又は施設型給付費等の請求に関する監査を実施し、必要な助言又は指導を行うことにより、教育・保育等の質の確保並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的として実施する。

2 確認指導は、特定教育・保育施設等に対し、法第 33 条及び第 45 条に定める設置者の責務、郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 25 日郡山市条例第 34 号）（以下「運営基準」という。）、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成 29 年 10 月 27 日府子本第 852 号・29 文科初第 993 号・子発 1027 第 1 号内 閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連 名通知）に定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用 地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設 型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

3 確認監査は、特定教育・保育施設等について、法第 39 条、第 40 条、第 51 条及び第 52 条に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合又は子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日府子本

第 390 号・27 文科初第 1135 号・雇児発 1207 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）別添 1「特定教育・保育施設等指導方針」中「6 監査への変更」に基づき監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

（確認指導の形態等）

第 4 条 確認指導の種類は、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う指導（以下「集団指導」という。）と内閣府令等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う指導（以下「実地指導」という。）に区分して実施するものとする。

2 実地指導は、特定教育・保育施設等に対して、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 34 条の 17 及び第 46 条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 15 日法律第 77 号）第 19 条に基づき実施される立入検査による指導監査と合同で実施するよう努めるものとする。

（実地指導の方式）

第 5 条 実地指導は、保育課長が指名する 2 名以上の職員をもって構成する監査班が行うものとする。

2 実地指導は、原則として毎年実施する。ただし、別表に掲げる施設のうち、幼稚園以外の施設については、前条第 2 項の指導監査が実地で行われる年に実施する。

（確認監査の実施）

第 6 条 監査班は、実地指導中に著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合及び施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合には、直ちに確認監査を行うものとする。

2 監査班は、通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）、施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報及び法第 14 条第 1 項の規定に基づく実地指導により市が特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報に基づき、特に必要があると認める場合には、確認監査を行うものとする。

3 監査班は、死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく確認監査を行うものとする。

（実施通知等）

第 7 条 集団指導を行う旨の対象の、特定教育・保育施設等の代表者（以下「施設等代表者」という。）に対する通知は、事前に日時、場所等を施設等代表者に文書で通知する。

2 実地指導及び確認監査（以下「実地指導等」という。）を行う旨の対象の施設等代表者に対する通知は、実地指導等の実施期日の 1 か月前までに第 1 号様式により行うものとする。

3 保育課長は、実地指導等を効率的に実施するため、施設等代表者に対し事前に資料の提出を求めることができる。

4 実地指導等の監査班の上席者は、実地指導等の終了後、関係役職員の出席を求め、講評及び

必要な指示を行うものとする。

（実地指導等結果の復命）

第8条 実地指導等担当職員は、実地指導等終了後、速やかに第2号様式により上司へ復命することとする。

（実地指導等の結果の通知及び措置）

第9条 実地指導等の結果については、文書をもって施設等代表者に対し通知するものとする。

この場合において、是正又は改善を要する事項があるときは第3号様式により通知し所要の措置を求めるものとする。

2 前項の指示事項に対する是正又は改善措置の状況については、施設等代表者に対し期限を付して第4号様式による報告を求めるものとする。

3 特定教育・施設等における死亡事故等の重大事故に係る措置の状況については、事故の検証結果を踏まえた再発防止策についての当該施設における対応状況等を確認するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から施行する。

別表（第2条関係）

対象とする特定教育・保育施設等		根拠法令	指導指針等
特定教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について（平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知） 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成27年12月7日府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）
	幼稚園		
	保育所		
特定地域型保育事業者	家庭的保育		
	小規模保育		
	居宅訪問型保育		
	事業所内保育		

（施設等代表者） 様

郡山市長

年度特定教育・保育施設等の指導監査の実施について（通知）

このことについて、子ども・子育て支援法第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記により指導監査を実施しますので、承知願います。

記

1 指導監査対象及び実施日時

（特定教育・保育施設等名称）

年 月 日 時から

2 監査資料

別紙により作成し、 月 日までにこども部保育課へ 部提出してください。

3 監査職員

こども部保育課・職・氏名記載

第 2 号様式（第 8 条関係）

課長	課長補佐	係長	係員

子ども・子育て支援法に基づく指導監査結果処理票

年 月 日 から 月 日まで、（特定教育・保育施設等名称）の
子ども・子育て支援法に基づく指導監査を実施しましたが、その結果は別紙のとおりです。

年 月 日

指導監査担当者名

こども部保育課

職 氏名

（取りまとめ担当）

別紙

講評時に指示・指摘した事項

指導監査実施期日 年 月 日

指導監査対象施設等

監査担当者職・氏名

事 項	内 容	根 拠

（施設等代表者） 様

郡山市長

年度特定教育・保育施設等の指導監査の結果について（通知）

年 月 日、下記施設等について指導監査を実施しましたが、その結果、別紙様式1のとおり是正又は改善を必要とする事項がありましたので、監査の際係員が指示した事項とも併せて考慮に入れ、適切な処置をとってください。

なお、別紙様式1の是正又は改善の措置に対する結果を、別紙第4号様式及び別紙様式2により具体的に記入し、関係書類を添えて、年 月 日（ ）までにこども部保育課へ提出してください。

記

施設名

別紙様式 1

是正又は改善を要する事項

法人名
施設名

事 項	内 容

第4号様式（第9条関係）

（記号番号）

年 月 日

郡山市長 様

（施設等代表者名）

年度特定教育・保育施設等の指導監査に係る是正又は改善の措置結果について（報告）

年 月 日付け（記号番号）で指摘がありましたこのことについて、別紙のと
おり報告します。

措置結果報告書

法人名
施設名

事 項	措 置 結 果